

## 審議項目⑤「コミュニティ・センターの整備・管理」

### 【行政に求める事項】

#### コミュニティ・センターの整備について

- 1、緊急時避難所の機能を兼ね備えたコミュニティ・センター整備の推進。  
 ◆整備済みのコミュニティ・センターで、緊急避難所としての機能が不十分な施設は、別の緊急時避難所の場所、避難ルートを周知させる。
- 2、外構及びコミュニティ広場を含めたコミュニティ・センター整備の推進。
- 3、「子どもの姿が見えるコミュニティ・センター」を、整備にあたっての指針とすること。

#### コミュニティ・センターの管理・運営について

- 1、事務局機能の強化について、特段の措置を講じること。  
 ◆事務局次長の新設、昼間事務局員の増員等に対する人件費の負担。  
 ◆コミュニティ活動の企画、実施、評価などを遂行できる事務局スタッフとして、その力量アップのための研修や交流機会などを確保・拡充すること。
- 2、指定管理者であるコミュニティ運営協議会の「法人化」について、改めて検討すること。  
 ◆指定管理者代表（会長）の責任に対する対価についての検討を含む。
- 3、指定管理料について、各地区の実態に応じて適正に積算すること。  
 ◆電気使用料については、前年度実績相当額の補填などを検討。
- 4、コミュニティの地域特性及び数量的格差により生じる不均衡を埋める手段として、「第三の交付金」を検討すること。

### 【コミュニティに求める事項】

#### コミュニティ・センターの管理・運営について

- 1、コミュニティ活動に投入できる自主財源の確保に努めること。  
 ◆利用料金収入（貸館収入）の増に努める。
- 2、コミュニティ運営協議会（役員、事務局員）が、指定管理者としての責務を理解し、意識の向上を図ること。
- 3、事務局スタッフの力量アップに努めること。